

平成24年度決算に係る

定期監査調書

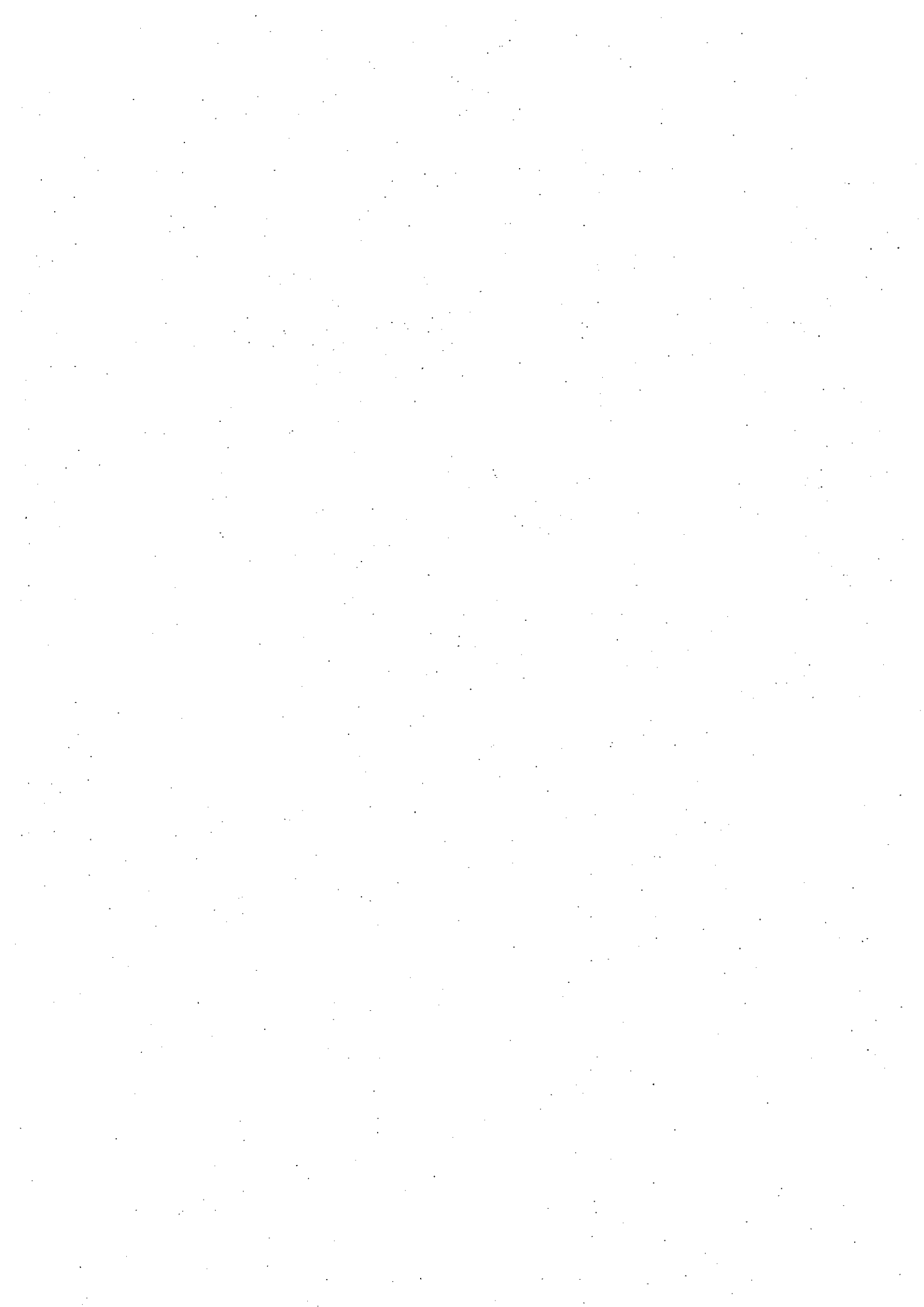
平成25年7月

中部総合事務所県税局
〔組織改正に伴い業務を引き継いだ機関〕
中部県税事務所



目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	組織及び業務調べ	1
4	職員の定員、現員調べ	2
5	役付職員の調べ	2
6	主な事業に関する調べ	2～4
7	収入証紙取扱額調べ	5
8	収入事務処理状況調べ	5～7
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	7
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	7
11	不納欠損額調べ	7
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	8～9
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	9
14	財産に関する調べ	10
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	10～11
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	11
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	11
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	11
19	寄附物件の受納状況調べ	11
20	備品の処分状況調べ	11
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	11
22	意見、要望	11
(県税局 個別様式)		
	9収入未済額調べ～11不納欠損処分調べ	12～16



1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

【口頭指摘】

指摘事項	措置てん末
<p>1 滞納者への対応について</p> <p>平成20年度以降、県税全体の収入未済額に占める個人県民税の割合が8割を超える状況が続いていることを受けて、個人県民税の徴収率向上、徴収職員の能力向上などを目的に県と県内全市町村が参加し、平成22年4月に鳥取県地方税滞納整理機構を設置したところであります。</p> <p>平成19年度の税源移譲を境に下降していた個人県民税の徴収率が、平成23年度にはやや持ち直しており、同機構を設置した成果が出てきています。</p> <p>しかしながら、依然として県内の経済情勢が厳しいことから、滞納者の個別事情に対応した適正な滞納整理事務を行うことを徹底すべきであります。特に生活困窮者や多重債務者に対しては、福祉事務所や消費生活センターなどとの連携を強化し、行政全体でセーフティネット機能の構築を図るべきであります。</p>	<p>滞納整理事務においては、滞納者と接触する機会を必ず設け、納税交渉等を通じて個別事情を把握するとともに、生活困窮者と窺える者に対しては、適正な徴収緩和制度の適用を検討し、併せて生活支援に関する相談窓口を案内するよう努める。</p> <p><既に取組み中のもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書催告を行う際に多重債務等の相談に関するチラシを封入（消費生活センターと連携） ・納税折衝を行う際に生活相談等の窓口の案内チラシを携行（福祉事務所と連携） ・地方税法に基づく適正な徴収緩和制度の適用又は分割での納税 ・税務研修会や多重債務・ヤミ金融問題対策協議会等で情報共有 <p><今後の取組み予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会に福祉事務所や消費生活センター職員を講師で招聘

3 組織及び業務調べ

局（所）名	課名	係（班）名	課の主な所掌事務
中部県税事務所	収税課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・県税の収納及び督促に関すること。 ・県税の還付又は充当に関すること。 ・県税の徴収及び滞納処分に関すること。 ・自動車税の賦課、課税免除及び減免に関すること。
		徴収担当	
	課税課	課税第一担当	
		課税第二担当	
			<ul style="list-style-type: none"> ・県税(自動車税を除く)の賦課、課税免除並びに減免に関すること。 ・県税の賦課に関する犯則の取締まりに関すること。

4 職員の定員、現員調べ

(平成25年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	
定員	19	19	0	0	0	0	19	19	
現員	19	19	0	0	0	0	19	19	
過不足(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	5	4	0	0	0	0	5	4	一般事務5 (うち2名は緊急雇用)

5 役付職員の調べ

(平成25年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	吉留 功	3	3	
副所長 兼収税課長	信田 義実	2	3	出納員
収税課課長補佐	桑本 英樹	1	3	
収税課課長補佐	中嶋 孝行	2	3	
課税課長	村上 順一	1	3	
課税課課長補佐	河本 章良		3	

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要	要
県税収入の確保 収入額 5,164,141千円 (H24年度3月末)	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア)目的 厳しい財政状況が続く中、県税は貴重な自主財源であることから、適正かつ公平な税負担の実現及び納税者に対する説明責任を果たすことに努め、県民の理解と協力のもと、県税収入を最大限確保すること。</p> <p>(イ)事業の実施状況 (収税課)</p> <p>① 早期に納税折衝等を開始することにより時機を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行うとともに、納税資力があるにもかかわらず納税意思が希薄であると認められる滞納者については、厳正な滞納処分を行い税収確保に努めた。</p>	

事業名	概	要																																																					
	<p>② 地方税滞納整理機構（県と市町村が相互に他団体の徴税吏員となり共同徴収を行う任意団体）等の活動を通じて、市町村と連携し、滞納者の情報共有や滞納整理を効率的に進めた。 (課税課)</p> <p>③ 適正・公平な課税を確保するために、各種調査の充実を図った。特に不申告法人解消に向け、税務署等と連携を図りながら法人に対する実態調査や申告督励を重点的に行った。</p> <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>① 地方税滞納整理機構による市町との共同徴収や個人住民税（個人県民税＋個人市町村税）の徴取引継ぎ（市町村長の同意を受け、県が徴収及び滞納処分するもの）の推進を図るため、個人県民税の一定額以上の滞納者について、交渉状況や滞納処分処理方針の聞取りを行い情報を共有した。</p> <p>② 地方税滞納整理機構で県下市町村と徴収部門の一元化組織設立を検討してきたが、平成24年度から課税部門（不動産評価事務等）を含めた一元化も検討することとし、問題点の抽出・整理を行った。</p> <p>③ 個人住民税の特別徴収（給与支払者が給与から天引きし納入する制度）の推進を図るため市町と連携し、8つの関係団体にチラシを配付し周知依頼を行った。また、58事業所を訪問し特別徴収の要請を行った。</p> <p>④ 窓口受付業務（納税証明書の交付、申告書の受付）について、担当税目又は担当業務以外の職員でも窓口受付業務を行えるよう課内研修を行い実践した。</p> <p>ウ 成果 (収税課)</p> <p>① 倉吉市と共同で取組んできた滞納整理機構事案で自動車のインターネット公売による滞納完結及び市への残余金配当、動産の引継ぎ差押などの実績があった。</p> <p>② 個人住民税の特別徴収推進については、関係団体の会報に掲載したり、会報送付時チラシを同封するなど協力を得た。また、訪問した58事業所のうち16事業所は特別徴収を了解、16事業所は検討するとの回答であった。 (課税課)</p> <p>③ 不申告法人の解消については、平成23年度の処理件数57件から、平成24年度の処理件数131件と大幅に改善した。</p>																																																						
	平成24年度調定額及び収入済額概要（平成25年3月31日現在 単位：百万円、%）																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税目</th> <th rowspan="2">調定額</th> <th rowspan="2">前年比</th> <th rowspan="2">収入済額</th> <th colspan="2">徴収率</th> </tr> <tr> <th>今年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>2,470</td> <td>104.7</td> <td>2,075</td> <td>84.0</td> <td>83.9</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>1,224</td> <td>98.0</td> <td>1,208</td> <td>98.7</td> <td>98.9</td> </tr> <tr> <td>軽油引取税</td> <td>1,257</td> <td>98.7</td> <td>1,013</td> <td>80.6</td> <td>81.3</td> </tr> <tr> <td>法人二税</td> <td>672</td> <td>80.2</td> <td>646</td> <td>96.2</td> <td>95.6</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>129</td> <td>103.4</td> <td>123</td> <td>95.4</td> <td>88.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>105</td> <td>98.4</td> <td>99</td> <td>93.8</td> <td>89.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,857</td> <td>98.4</td> <td>5,164</td> <td>88.2</td> <td>88.3</td> </tr> </tbody> </table>					税目	調定額	前年比	収入済額	徴収率		今年度	前年度	個人県民税	2,470	104.7	2,075	84.0	83.9	自動車税	1,224	98.0	1,208	98.7	98.9	軽油引取税	1,257	98.7	1,013	80.6	81.3	法人二税	672	80.2	646	96.2	95.6	不動産取得税	129	103.4	123	95.4	88.2	その他	105	98.4	99	93.8	89.3	合計	5,857	98.4	5,164	88.2	88.3
税目	調定額	前年比	収入済額	徴収率																																																			
				今年度	前年度																																																		
個人県民税	2,470	104.7	2,075	84.0	83.9																																																		
自動車税	1,224	98.0	1,208	98.7	98.9																																																		
軽油引取税	1,257	98.7	1,013	80.6	81.3																																																		
法人二税	672	80.2	646	96.2	95.6																																																		
不動産取得税	129	103.4	123	95.4	88.2																																																		
その他	105	98.4	99	93.8	89.3																																																		
合計	5,857	98.4	5,164	88.2	88.3																																																		
	<p>・ 調定額については、個人県民税は年少扶養親族（扶養親族のうち16歳未満の者）に係る扶養控除等の廃止により112百万増（4.7%増）となった。軽油引取税は、軽油使用車両の減少等により需要が減少したことから17百万円減（1.3%減）となり、法人二税は、製造業の業績が低迷したことにより165百万円減（19.8%減）となった。</p>																																																						

事業名	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収率については、鳥取県は全国的にも高い徴収率を維持しており、今年度の徴収率は、88.2%で前年度を0.1%下回っているが、年度末に向けてなお一層の徴収努力を行うことで例年並みの徴収率とする。 <p>エ 課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滞納整理機構の事案や徴取引継の事案を増やしていくため、さらなる市町への働きかけと中部ふるさと広域連合（中部の市町で構成する広域連合。市町税の滞納繰越分の徴収を行う。）との調整が必要。 滞納整理機構が目標とするより高度な一元化組織への取り組みでは、検討部会での協議結果を市町に周知し、情報を共有することで一元化組織への共通認識と理解を深める必要がある。 2 個人住民税の特別徴収については、今年度の取り組みがどの程度実績を上げたのか検証が必要。町の状況により、特別徴収を訪問要請できる事業所には限界があり、検証の結果に応じたより効果的な取り組みを行う。

7 収入証紙取扱額調べ

(平成25年3月31日現在)

収入科目		目	単価	件数	証紙はりつけ額	備考
目	節					
狩猟税	狩猟税	現年課税分	円	56	459,200	わな3号 56件
			円	31	170,500	わな4号 23件 第二種5号 8件
			円	75	1,237,500	第1種1号 75件
			円	23	253,000	第1種2号 23件
			円	185	2,120,200	
計(節)			185		2,120,200	
目計				185	2,120,200	
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付手数料		1,213	485,200	酒類販売業免許申請用 以外
				12	9,600	酒類販売業免許申請用
				93	37,200	
				1,318	532,000	
計(節)				1,318	532,000	
目計				1,318	532,000	
合計				1,503	2,652,200	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金
該当なし

(2) 使用料
該当なし

(3) 手数料

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付 手数料	10	4,400	4,400	0	0	県税条例第16条	
		計(節)	10	4,400	4,400	0	0		
	目計		10	4,400	4,400	0	0		
	合計		10	4,400	4,400	0	0		

(4) 財産収入
該当なし

(5) 諸収入

(平成25年3月31日現在)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
延滞金			1,333	10,177,361	10,179,061	0	△1,700	地方税法第72条 の45 他	
		計(節)	1,333	10,177,361	10,179,061	0	△1,700		
	目計		1,333	10,177,361	10,179,061	0	△1,700		
加算金			42	1,579,940	443,703	0	1,136,237	地方税法第72条 の46 他	
		計(節)	42	1,579,940	443,703	0	1,136,237		
	目計		42	1,579,940	443,703	0	1,136,237		
地方法人 特別税			890	54,781,654	44,858,037	0	9,923,617	地方法人特別税等に 関する暫定措置法	
		計(節)	890	54,781,654	44,858,037	0	9,923,617		
	目計		890	54,781,654	44,858,037	0	9,923,617		
滞納処分費			2	17,700	17,700	0	0	地方税法第14条の3	
		計(節)	2	17,700	17,700	0	0		
	目計		2	17,700	17,700	0	0		

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
雑入			19	360	360	0	0	コピ一代	
			19	360	360	0	0		
		計(節)	19	360	360	0	0		
		目計	19	360	360	0	0		
		合計	2,286	66,557,015	55,498,861	0	11,058,154		

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

(平成25年3月31日現在)
(単位：円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税	70,459,668	窓口等による県税収入
納税証明書交付手数料	4,400	
雑入	360	
合計	70,464,428 (2,354件)	

イ つり銭の状況

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		40,000

(平成25年3月31日現在)

9 収入未済額調べ
別添個別様式による。

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ
別添個別様式による。

11 不納欠損額調べ
別添個別様式による。

1 2 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金
該当なし

(2) 補助金
予算科目 (賦課徴収費)

① 国補分
該当なし

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月日		着手 年月日		額の確定 年月日		支出の状況		備考	
				交付年月日	決定年月日	完了年月日	報告年月日	検査年月日	審査・現地 調査年月日	概算 精算 の別	支出 年月日		金額
納税貯蓄組合 連合会補助金	鳥取県中 部納税貯 蓄組合		525,000 (補助率:8/10) 250,000	-	H24.4.27	-	-	-	-	概算	H24.6.29	250,000	
県民に対して行う納 税思想の啓蒙に資す る取組みに対する補 助金				H24.5.25								250,000	
単 県 分 計												250,000	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更に係るものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記入する場合は()書きは補助金相当額である。												

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

(3) 交付金

予算科目 (目)	予算額令達額	交付金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令等 (規約、要領等を含む)	備考
賦課徴収費	64,540,104	平成23年度個人県民税 徴収取扱費(後期分)	倉吉市外4件		H24.5.10	64,461,559	地方税法第47条第1項 県税条例第39条	
賦課徴収費	91,387,787	平成24年度個人県民税 徴収取扱費(前期分)	倉吉市外4件		H24.11.9	91,387,787	地方税法第47条第1項 県税条例第39条	
支出額が10万 円未満のもの								
目計	155,927,891					155,849,346		
合計	155,927,891					155,849,346		

(4) 委託料
該当なし

13 工事請負費調べ
該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

- ア 土地
該当なし
- イ 建物
該当なし
- ウ 山林
該当なし
- エ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機）
該当なし
- オ 物権
該当なし
- カ 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）
該当なし
- キ 有価証券
該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成25年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手類	円 36,595	円 91,000	円 92,290	円 35,305	
合 計	36,595	91,000	92,290	35,305	

- イ タクシーチケットの受払状況
該当なし

(3) 債権

該当なし

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

- ア 土地
該当なし
- イ 建物
該当なし

- (2) 物品
該当なし

16 借受不動産明細調べ
該当なし

17 職員住宅および職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

ア 管理状況
該当なし

イ 異動状況
該当なし

(2) 職員駐車場

ア 管理状況
該当なし

イ 異動状況
該当なし

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ
該当なし

19 寄付物件の受納状況調べ
該当なし

20 備品の処分状況調べ
該当なし

21 現金、有価証券、備品の亡失、損傷調べ
該当なし

22 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等
特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等
特になし

県税局 個別様式

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(平成25年3月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当該年度								翌年度繰越		備考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後の調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
18以前	不動産取得税	3,307,490	124	611,400	26	2,696,090	98					2,696,090	98	※徴収猶予(生前贈与) 2,489,090円(96件)
	自動車税	120,500	3			120,500	3			90,500	2	30,000	1	
	計	3,427,990	127	611,400	26	2,816,590	101	0	0	90,500	2	2,726,090	99	
19	法人県民税	112,328	3			112,328	3					112,328	3	
	不動産取得税	414,606	2			414,606	2					414,606	2	
	自動車税	447,534	17			447,534	17	33,065	1	119,700	4	294,769	12	
	計	974,468	22	0	0	974,468	22	33,065	1	119,700	4	821,703	17	
20	法人県民税	51,800	3			51,800	3	1,434		10,600	1	39,766	2	
	個人事業税	67,947	2			67,947	2					67,947	2	
	不動産取得税	1,488,000	3			1,488,000	3					1,488,000	3	
	自動車税	1,013,138	32	48,100		965,038	32	256,068	9	77,500	3	631,470	20	
	計	2,620,885	40	48,100	0	2,572,785	40	257,502	9	88,100	4	2,227,183	27	
21	法人県民税	1,650,200	4			1,650,200	4	1,574,600	1	21,000	1	54,600	2	
	法人事業税	8,616,600	1			8,616,600	1	3,261,419				5,355,181	1	
	自動車税	1,637,900	52	81,600	2	1,556,300	50	341,110	12	33,000	1	1,182,190	37	
	計	11,904,700	57	81,600	2	11,823,100	55	5,177,129	13	54,000	2	6,591,971	40	
22	法人県民税	94,500	3			94,500	3	42,000	2			52,500	1	
	個人事業税	316,000	1			316,000	1	316,000	1			0	0	
	不動産取得税	680,600	4			680,600	4	280,000	1			400,600	3	※徴収猶予(生前贈与) 57,900円(1件)
	ゴルフ場利用税	4,286,600	9			4,286,600	9	4,286,600	9			0	0	
	自動車税	2,490,600	68	241,300	4	2,249,300	64	1,027,800	28	34,500	1	1,187,000	35	
	計	7,868,300	85	241,300	4	7,627,000	81	5,952,400	41	34,500	1	1,640,100	39	
23	法人県民税	519,380	21			519,380	21	230,380	13			289,000	8	
	法人事業税	127,175	3			127,175	3	102,742	2			24,433	1	
	個人事業税	432,200	3			432,200	3	337,225	2			94,975	1	
	不動産取得税	388,200	7			388,200	7	154,700	4			233,500	3	※徴収猶予(生前贈与) 59,000円(3件)
	ゴルフ場利用税	5,283,600	10			5,283,600	10	2,713,400	5			2,570,200	5	
	自動車税	4,583,400	124	435,695	5	4,147,705	119	1,813,202	53	31,600	1	2,302,903	65	
	軽油引取税	33,157,454	2			33,157,454	2	33,157,454	2			0	0	
	計	44,491,409	170	435,695	5	44,055,714	165	38,509,103	81	31,600	1	5,515,011	83	
個人県民税	96,688,409		44,079		96,644,330		27,975,253		3,709,832		64,959,245		h25.2実績	
合計	個人県民税	96,688,409		44,079		96,644,330		27,975,253		3,709,832		64,959,245		
	法人県民税	2,428,208	34	0	0	2,428,208	34	1,848,414	16	31,600	2	548,194	16	
	法人事業税	8,743,775	4	0	0	8,743,775	4	3,364,161	2	0	0	5,379,614	2	
	個人事業税	816,147	6	0	0	816,147	6	653,225	3	0	0	162,922	3	
	不動産取得税	6,278,896	140	611,400	26	5,667,496	114	434,700	5	0	0	5,232,796	109	※徴収猶予(生前贈与) 2,605,990円(100件)
	ゴルフ場利用税	9,570,200	19	0	0	9,570,200	19	7,000,000	14	0	0	2,570,200	5	
	自動車税	10,293,072	296	806,695	11	9,486,377	285	3,471,245	103	386,800	12	5,628,332	170	
	軽油引取税	33,157,454	2	0	0	33,157,454	2	33,157,454	2	0	0	0	0	
計	167,976,161	501	1,462,174	37	166,513,987	464	77,904,452	145	4,128,232	14	84,481,303	305		

注) 件数の合計は個人県民税分を除く。

②現年度分

(平成25年3月31日現在)

税目	調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	差引未収金		備考
							未収額	件数	
個人県民税	2,372,991,759		2,049,251,029				323,740,730		
法人県民税	211,464,600	3,194	204,724,848	3,043			6,739,752	151	還付未済額 19,000円
県民税利子割	18,393,611	406	18,393,611	406			0	0	
法人事業税	448,865,600	1,039	435,913,185	992			12,952,415	47	還付未済額 60,300円
個人事業税	58,701,900	976	57,154,300	961			1,547,600	15	
不動産取得税	123,569,900	1,018	122,918,300	994			651,600	24	還付未済額 90,000円 徴収猶予 59,000円
ゴルフ場利用税	10,930,750	35	8,639,150	29			2,291,600	6	
自動車税	1,214,143,300	35,868	1,204,892,897	35,578			9,250,403	290	
鉦区税	654,400	6	654,400	6			0		
軽油引取税	1,223,900,789	247	979,843,229	220			244,057,560	27	徴収猶予 220,619,238円
産業廃棄物処分場	6,311,634	24	6,311,634	24			0	0	
合計	5,689,928,243	42,813	5,088,696,583	42,253	0	0	601,231,660	560	

(2) - 1 税外収入未済額（県税関係）（平成25年3月31日現在）

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	18		円		円	1	722,446	1	722,446	
法人事業税	23			1	8,623			1	8,623	
合計		0	0	1	8,623	1	722,446	2	731,069	

② 現年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税			円		円	8	405,168	8	405,168	
合計		0	0	0	0	8	405,168	8	405,168	

(2) - 2 税外収入未済額（県税関係以外）（平成25年3月31日現在）

① 過年度分

該当なし

② 現年度分

該当なし

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み の 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>1 総括</p> <p>① 納税資力の早期把握と初期の納税交渉を効率的な方法で行うことによって事務の進捗を図り、大口・緊急等の徴収困難事案に対する滞納整理により多くの時間・人材を集中投入できるよう努めた。</p> <p>(自動車税における取り組み)</p> <p>ア 第一次催告対象者全員について市町での職業調査を早期に実施し、勤務先・年収等から納税資力・財産を把握した。</p> <p>イ 滞納者の実情を把握するために、債権調査予告書、出頭通知を送付する前に滞納者宅を臨戸するよう徹底した。</p> <p>② 県税徴収事務合理化要綱に規定している「滞納整理の8段階方式」以外に、債権調査、タイヤロック、家宅搜索予告等の催告文書を送付することにより滞納者に自主納税を強く勧奨した。</p>	<p>1</p> <p>○個人県民税を除く徴収率(3月末)は、91.2%であった。(前年度91.2%)</p> <p>○納税資力の早期把握による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理方針の早期決定 ・徴収困難事案の早期絞込み <p>○臨戸による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主納付や滞納者の実態把握につながるケースもあったが、全体としては前年に比べて滞納処分等の時期が遅くなった。

③ 大口滞納者等徴収困難事案については、個別の進捗状況を把握した上で徴収方針を練り直す等、局内・課内協議を適宜行いながら的確な徴収確保策を講じた。

④ 倒産等の緊急事案発生時には係を超えた体制で機動的に対応し、迅速、的確な債権確保に努めた。

【月間目標設定による取り組み】

⑤ 自動車税納期内納税キャンペーン（5月）
ポスター掲出や口座振替依頼書の備付・配付を関係機関へ依頼する等の広報活動を行い、納期内納税を勧奨した。

⑥ 自主納税促進強調期間（11月）
納税交渉を行う際に口座振替利用を勧奨する等、自主納税の意識高揚を図った。

⑦ 滞納整理強調月間（12月・3月）
徴収促進のため夜間一斉徴収等各種取り組みを実施した。

2 個人住民税

① 地方税法第48条の規定による個人住民税（滞納繰越分）の徴取引継を管内市町と行い、県が直接徴収することで個人住民税の収入確保を図った。

② 鳥取県地方税滞納整理機構中部支部を立ち上げ、個人住民税をはじめ県税、市町税の収入確保及び徴収技術の共有による滞納整理事務能力の向上を図った。

③ 市町の滞納整理の支援対策として市町の税務職員に実務手法等の指導を行うなど、市町税務職員の滞納整理事務能力の向上を図った。

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金・加算金	有	① 本税納付時に税外金を完納させることを強く指導。 ② 分割納付に応じる場合も、延滞金を含めた分納計画を立てさせ、納付誓約書にその旨を記載させた。特に高額滞納者の場合は、厳重にその履行を監視した。 ③ 延滞金確定と同時に納付書を送付するとともに、納付のない場合は催告状を速やかに送付し、納付を強く促した。	○ 延滞金等を含めた計画的な納付と履行監視により、税外未収金の発生を抑制した。 ○ 催告状の発送等による納税勧奨により納税意識が向上した。

1 1 不納欠損処分調べ

(平成25年3月31日現在)

調定 年度	科 目 (税目又は 目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額 (円)	不納欠損処分を 行 っ た 理 由
H19	自動車税	①	H19. 5. 31		H25. 3. 29	26,300	停止後3年経過 執行停止年月日H21. 5. 22 根拠法令：地方税法第15条 の7第4項
H20			H20. 6. 2			39,500	
H18	自動車税	②	H18. 5. 31		H25. 3. 29	51,000	停止後3年経過 執行停止年月日H21. 12. 28 根拠法令：地方税法第15条 の7第4項
H19			H19. 5. 31			51,000	
H20			H20. 6. 2			8,500	
H18	自動車税	③	H18. 5. 31		H25. 3. 29	39,500	停止後3年経過 執行停止年月日H21. 12. 28 根拠法令：地方税法第15条 の7第4項
H19			H19. 5. 31			32,900	
H21	自動車税	④	H21. 6. 1		H25. 3. 29	33,000	停止後3年経過 執行停止年月日H22. 2. 25 根拠法令：地方税法第15条 の7第4項
H19	自動車税	⑤	H19. 5. 31		H25. 3. 29	9,500	停止後3年経過 執行停止年月日H21. 5. 28 根拠法令：地方税法第15条 の7第4項
H20			H20. 6. 2			29,500	
H20	法人県民税	⑥	H20. 9. 30		H25. 3. 29	10,600	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
H22	自動車税		H22. 5. 31			34,500	
H23			H23. 8. 1			31,600	
H21	法人県民税	⑦	H22. 1. 4		H25. 1. 21	21,000	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
合計						418,400	